

(お知らせ)

「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮への輸出禁止措置等」においては、「人道目的等に該当するもの」は、輸出禁止措置の例外として取り扱うものとしております。

具体的には、以下のような貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合には、措置の例外となります。

- ・ 国際連合、国際赤十字等の機関に対して無償で輸出される医薬品、食糧、衣料等
- ・ 受取人の個人的使用に供される衣料、食糧、書籍類等（国際郵便で送付される小包郵便物等に限る。）

等

送付する貨物が措置の例外に該当するか否かの確認が必要な場合には、事前に電話又はFAXにより貿易管理部貿易管理課に御照会いただくようお願いいたします。

(本件に係るお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

電話：03-3501-0538（直通）

FAX：03-3501-5896

以上